

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力で、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

【高齢福祉課】介護

介護保険料については、第9期計画期間における標準給付費見込額を推計し、必要保険料額の設定を行い、保険料の段階については、国の提示した13段階よりも多い15段階とし、所得に応じた負担割合を設定しています。

なお、介護保険法では、要介護者を社会全体で支えあい、国民の共同連帯の理念に基づき、公平に費用負担することとされているため、低所得の方にも負担をお願いしています。

②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

【高齢福祉課】介護

本市におきましては、介護保険法の規定に基づいて介護保険料の減免を実施しております。

減免要件等の見直しは考えておりませんが、今後も引き続き、当該減免制度に関する国の動向を注視してまいります。

③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【高齢福祉課】介護

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度により、低所得者の介護利用料を軽減しています。

④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

【高齢福祉課】介護

介護保険法に基づき、低所得者の方については、介護保険施設やショートステイの利用にかかる食費、居住費の負担軽減を行っています。

本市での独自の補助制度運用は考えておりませんが、国の今後の対応及び県や他市町村の動向に注視してまいります。

(2)介護保険サービス

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

【高齢福祉課】介護

本市では、必要と認められれば現行相当サービスの訪問介護及びデイサービスを利用することのできる運用をしています。

また、報酬単価の引き上げについては、国の今後の対応及び県や他市町村の動向に注視してまいります。

★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

【高齢福祉課】介護

本市は、現在、特定地域とはなっていませんが、国の今後の対応及び県や他市町村の動向に注視してまいります。

③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

【高齢福祉課】介護

福祉用具の貸与については、介護保険法に基づいた運用をしており、対象品目は要介護度により異なりますが、該当しなかった際においても、身体状況等から福祉用具の貸与が必要であると認められる場合は例外給付となります。

しかしながら、福祉用具の安易な貸与・使用は利用者の自立を阻害する恐れもありうるため、例外給付は適切な手順により利用者の状態及び必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントに基づいて行われる必要があります。

本市においては、例外給付の対象に該当するか否を、事前協議を行い確認することで適切な給付に繋げています。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

【高齢福祉課】介護

本市の財政状況は大変厳しい状況であり、現在、市独自の施策は考えておりませんが、今後も国や他市町村の動向を注視してまいります。

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

【高齢福祉課】介護

第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)策定時に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査、介護支援専門員調査の各種アンケート結果や毎年実施している市内介護サービス事業所に対する利用状況調査の結果をもとに、施設の必要数を推計し、整備しています。

第9期計画においては、各種アンケート結果から施設整備は行いませんでしたが、第10期計画においても、同様に集計し、検討してまいります。

また、介護保険施設等の空床及び待機者情報を市公式ウェブサイトに定期的に掲載し、実態把握に努めます。

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

【高齢福祉課】介護

厚生労働省及び愛知県が示す入所指針を準用し、本人が認知症や知的障害・精神障害等により日常生活に支障を来すような症状・行動がある、単身世帯・同居家族が高齢又は病弱等により家族等による支援が期待できず地域での生活支援等の供給が不十分である、本人に対し家族等による深刻な虐待があり、安全安心の確保が困難であるといった4つの条件のいずれかに該当する者において、特別養護老人ホームと連携し、必要と認められる場合には、特例入所につなげています。

★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【高齢福祉課】介護

本市の財政状況は大変厳しい状況であり、現在、市独自の施策は考えておりませんが、今後も国や他市町村の動向を注視してまいります。

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

【高齢福祉課】介護

本市の指定する介護保険サービス事業所への運営指導や集団指導において、労働基準法に則った勤務形態での事業実施及び各種基準に準じた人員配置での事業実施について指導しております。

また、今後も運営指導や集団指導において介護サービス報酬における夜間体制に関する加算を広く周知します。

現在、市独自の財政支援は考えておりませんが、今後も国や他市町村の動向を注視してまいります。

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

【高齢福祉課】介護

本市の指定する介護保険サービス事業所への運営指導や集団指導において、労働基準法に則った勤務形態での事業実施及び各種基準に準じた人員配置での事業実施について指導してまいります。

- ④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

【高齢福祉課】介護

本市の行っている運営指導時に運営基準上の配置を満たしているかタイムカード等で

確認しております。

★(5)高齢者福祉施策の充実

- ①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

【高齢福祉課】高齢

加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度については、令和5年4月から実施しています。現在のところ、制度の内容を変更する予定はありませんが、他市町村の動向を注視してまいります。

無料検診事業の実施については、現在のところ考えておりませんが、他市町村の動向を注視してまいります。

- ②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

【高齢福祉課】包括

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をするためには、買い物や通院などの日常生活に必要な外出を支えることが重要です。介護予防・日常生活支援総合事業の一環として、地域住民が主体となり、買い物や通院、サロン等への移動を支援する取組を進めていきます。今後も、地域の実情やニーズを把握しながら、住民主体の支え合いを含め、外出支援の充実について検討してまいります。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

- ①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

【高齢福祉課】包括

県や他市町村の動向を注視して、地域の実情にそくして作成してまいります。

- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

【高齢福祉課】高齢

認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」は、令和7年4月より実施しています。保険の加入にあたっては、認知症高齢者等SOSネットワーク事業に登録している方、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上の方又はかかりつけ医若しくは認知症の専門医により認知症の診断を受けた方及び市町村民税非課税世帯の方等要件がありますが、加入の決定を受けた方は保険料無料で実施しています。

- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

【高齢福祉課】包括

要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者の心身の機能低下を早期に発見するため、シニアいきいきアンケートを実施し、認知症初期集中支援チームへつなぐ等の早期対応を行っておりますが、名古屋市のような無料検診事業につきましては、県内市町村の動向を注視してまいります。

(7)第10期介護保険事業計画の作成

- ①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

【高齢福祉課】介護

本市では、計画策定にあたり「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」にて4,000名の方へアンケート調査を行っています。

また、策定委員会の傍聴も行っており、同委員会の調査結果を含む資料及び議事録の公開については、市公式ウェブサイトにて公開しています。

- ②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

【高齢福祉課】介護

介護保険事業計画につきましては、市が保険者として、その進捗や施策の実施状況を把握・評価しながら、必要な取組を進めてまいります。介護サービスの提供体制整備は、国や県、事業者、医療機関、関係団体、地域住民の皆様など、多様な主体との連携・協働により進める必要があり、今後の動向に注視してまいります。

★(8)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

【高齢福祉課】介護

介護1から5かつ認知症高齢者自立度Ⅱ以上又は障害高齢者自立度A以上の方を対象に実施しています。

また、対象者には毎年1月頃に障害者控除対象者認定書を個別送付しております。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

【保険医療課】

国保制度改革に伴い、県の示した運営方針に沿って保険料(税)を定めてまいります。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

【保険医療課】

保険料(税)の引き下げにあてる基金や剰余金はありません。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【保険医療課】

本市財政状況は大変厳しい状況であることから、低所得世帯のための保険料(税)の減免制度の実施は難しいと考えております。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【保険医療課】

本市財政状況は大変厳しい状況であることから、国の財源支援基準を超えた減免制度の実施は難しいと考えております。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

【保険医療課】

本市財政状況は大変厳しい状況であることから、国の財源支援基準を超えた減免制度の実施は難しいと考えております。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

【保険医療課】

対象者の生活状況を十分に把握のうえ、執行判断をしております。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分
の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

【保険医療課】

対象者の生活状況を十分に把握のうえ、執行判断をしております。

- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

【保険医療課】

対象者の生活状況を十分に把握のうえ、執行判断をしております。

★(4)保険料(税)の統一への対応

- ①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

【保険医療課】

国等の動向を注視していきたいと考えております。

- ②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

【保険医療課】

国等の動向を注視していきたいと考えております。

(5)傷病手当金・出産手当金

- ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

【保険医療課】

本市財政状況は大変厳しい状況であることから、傷病手当金・出産手当金制度の創設は難しいと考えております。

(6)一部負担金の減免制度

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【保険医療課】

一部負担金の減免基準は、生活保護基準の1.3倍を超え1.4倍以下の世帯は猶予とし、1.155倍を超え1.3倍以下の世帯は2分の1減額、1.155倍以下の世帯は免除としております。

- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【保険医療課】

市公式ウェブサイトへの記事掲載及び窓口へのチラシ設置により、周知を図っております。

★(7)資格確認書の発行

- ①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

【保険医療課】

マイナ保険証(マイナンバーカードの健康保険証利用登録)を保有していない方やマイナ保険証での受診が困難な高齢者や障がい者などの要配慮者を対象に、資格確認書を交付しております。現在、国保加入者全員の一律交付は考えておりません。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

- ★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

【社会福祉課】

物価高騰対策を主旨とした手当につきましては、現行の生活保護制度で規定されておりませんので支給することができません。日頃のケースワークにおいて、家計支援に係る必要な助言指導を行うことで物価高騰へ対応しております。

- ★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

【社会福祉課】

申請書は誰もが見える所に置いておりませんが、相談をいただければ適切に対応を行うことができます。

- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

【社会福祉課】

住民の方に向けては、市公式ウェブサイトや相談室内に、「生活保護の申請は国民の権利です」と明示しております。

- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【社会福祉課】

住居のない方からの申請があった場合は、他自治体へたらい回しすることなく、一時的に無料低額宿泊所へ入所していただくことがあります。保護開始後、居宅生活が可能となった時点でスムーズに移行できるよう努めております。

なお、当市では保護施設を設置しておりません。

- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

【社会福祉課】

生活保護を開始した場合等に、基準の範囲内でエアコン設置費用を支給しております。また、故障等の際には、必要に応じ社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付制度」を案内しております。

冷房費の補助につきましては、現行の生活保護制度において規定されておりませんが、必要な時にエアコンが使用できるよう、日頃のケースワークにおいて家計支援に係る必要な助言指導を行うことを心がけております。

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【社会福祉課】

令和3年2月26日付で厚生労働省社会・援護局保護課より発出された通知「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等について」を遵守し、扶養照会が必要な方のみに行うこととしております。

- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

【社会福祉課】

生活保護制度上、自動車の保有や運転は原則として認められておりませんが、実施要領等に定める要件に合致する場合には保有を容認できることがありますので、個々の事情を考慮し検討しております。

- ★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

【社会福祉課】

関係課に働きかけつつ、適正な人員配置に努めてまいります。

- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

【社会福祉課】

適正な人員配置に努めてまいります。

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【社会福祉課】

ケースワーカー及び面接相談員には、被保護世帯の自立助長のために適切な支援を行うことが求められていることから、有資格者による適正な人員配置に努めるとともに、必要な研修の受講を進めております。

なお、ケースワーカーの外部委託は検討しておりません。

- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

【社会福祉課】

現況、就労支援員は会計年度任用職員を配置しておりますが、いずれも有資格者による適正な人員配置となっております。

- ⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

【社会福祉課】

今回追加給付については当時の保護費の不足額を追加給付するものであること、また、生活保護制度上、保護費は世帯単位で世帯主に支給するものであることから、国において当時の世帯主に対して支給することと示されております。

認知症や障がい者に対し、追加給付の説明及び手続きの案内について適切に進めて行く所存であります。

(2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

【社会福祉課】

生活困窮者自立支援事業における相談業務は直営で行っておりますので、庁内関係部署とは速やかに連携することができております。なお、生活保護の業務は同一の部署で行っていることから、十分な情報共有や連携ができております。また、社会福祉協議会等の外部関係機関とも、必要に応じ連携し支援にあたるよう努めております。

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

【社会福祉課】

任意事業のうち地域居住支援事業及び子どもの学習・生活支援事業については現在実施をしておりませんが、引き続きニーズ等の把握に努め必要に応じ実施を検討してまいります。

また、チラシを作成しているほか、ホームページにおいても生活困窮者自立支援制度の案内を行っており、相談しやすい体制を整えるよう努めております。

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

【社会福祉課】

現金給付を伴う事業を含む生活困窮者自立支援事業の今後の展開につきましては、国等の動向を注視し研究してまいります。

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

【社会福祉課】

現金給付を伴う事業を含む生活困窮者自立支援事業の今後の展開につきましては、国等の動向を注視し研究してまいります。

4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

【保険医療課】

県において様々な観点から議論が継続されているため、今後の県の動向を注視してまいります。

入院時食事療養の標準負担額の助成について、現状では考えておりませんが、今後の県等の動向を注視してまいります。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

【保険医療課】

子ども医療費無料制度について、令和8年4月1日から、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方の通院費及び入院費が現物給付となりました。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、す

すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

【保険医療課】

精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している方には、全疾患を対象とした医療費助成を実施しています。

所持していない方への自立支援医療の窓口負担助成は、本市財政状況は大変厳しい状況であることから、現状では考えておりませんが、今後の県等の動向を注視してまいります。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【保険医療課】

本市財政状況は大変厳しい状況であることから、現状では考えておりませんが、今後の県等の動向を注視してまいります。

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【保険医療課】

本市財政状況は大変厳しい状況であることから、現状では考えておりませんが、今後の県等の動向を注視してまいります。

5. 子どもの権利保障

(1) 子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【子ども福祉課】

ひとり親家庭の中学生の学習及び進学意欲の向上を図るため、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業を平成29年度から開始しております。平成30年度には定員等を拡充し、また、令和元年度及び令和4年度には新たに実施地区を増やして実施をしております。小学校低学年からの実施は考えておりませんが、他市町村の動向を注視してまいります。

NPOやボランティアへの支援につきましては、必要に応じて研究していきます。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

【子ども福祉課】

あま市では、こども家庭センターを令和6年4月から設置しております。

職員配置につきましては、センター長は子ども健康部長が担い、母子保健機能は健康推進課（保健センター）が担当し、児童福祉機能は子ども福祉課及び保育課が担当しております。日頃から、3課が情報共有し、連携を図りながら運営しております。

専任・正規による専門職員につきましては、統括支援員（保健師）を子ども福祉課に配置し、母子保健機能と児童福祉機能の両機能を円滑に推進できるよう役割を担っています。また、母子保健機能では、専任の保健師を2人、兼任の保健師で困難事例対応職員として3人配置しています。児童福祉機能では、子ども家庭支援員（保健師）を2人、虐待対応専門員4人を配置しています。その他、保育課には、子育てコンシェルジュ（保育士）を3人配置しており、体制を整備しております。

(2)就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【学校教育課】

基準は参考基準として設けています。参考基準を超えた世帯についても申し出があれば再度審査を行っています。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

【学校教育課】

現段階では、支給内容の拡充予定はありませんが、他市町村の動向を注視しながら検討していきます。

なお、オンライン学習に関しては、通信環境のない家庭にモバイルルーターの貸し出しができる体制を整えております。

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【学校教育課】

学校での申請受付は、書類不備等の確認が繁雑であるため、教職員にかかる負担が大きくなることから検討をしておりません。

周知につきましては、始業式、夏休み前、冬休み前に保護者連絡アプリでの配信やチラシの配布をおこなうとともに、市公式ウェブサイト及び広報紙で年度途中でも申請できることを周知しております。

★(3)義務教育無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

【学校教育課】

令和8年度は、国・県が創設した「給食費負担軽減交付金」に加え、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、小学校の不足分と中学校も含めて学校給食費の無償化を実施しております。

②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

【学校教育課】

修学旅行費については、費用の一部を補助しておりますが、昨今の物価高騰の影響もあり、費用は上昇傾向にあります。今後も教材費・修学旅行費・制服代など、保護者の経済的負担が過重なものとならないよう留意してまいります。

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について

①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【保育課】

就学前教育・保育施設等の給食に関する費用(副食費)については、国の基準により免除を実施しているところですが、これを上回る減免・補助制度については、現在のところ市独自の政策として行うことは難しいと考えております。

②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

【保育課】

主に学校教育課所属の学校給食センターにおいて給食を作り提供するセントラルキッチン方式で運営しており、各園にて自園調理を行うことは難しいと考えております。

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

【保育課】

新たな配置基準を満たすよう保育士の確保・増員を図るため、保育士養成校を訪問し本市の新規採用試験への勧奨を行うなど努めておりますが、全国的な人手不足もあり、近年志願者数が少なく、保育士の確保に苦慮しているところです。

また、1歳児の加算措置につきましては、国の給付制度に基づき、条件を満たす私立保育園施設に対しては加算を実施してまいります。

なお、0・1・2歳児につきましては、待機児童を出さないことを第一に考えると、市独自で保育士の配置基準の改善を行うことは難しいと考えております。

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

【保育課】

公立施設の統廃合や民間移管については、保育ニーズを踏まえ慎重に検討する必要がありますものと捉えております。検討の結果、公立園1園閉園をして、私立認定こども園をプロポーザル方式により、新設開園することを予定しています。

また、本市では令和8年度より、保護者が育児休業を取得された場合でも、希望すれば保育施設等の利用継続が、全年齢で可能になるよう制度の見直し(育休退園の中止)を行いました。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

【保育課】

保育施設等への指導監査については、毎年実地検査の実施により各施設の実態把握に努めてまいります。認可外保育施設等に対しては、県と連携し指導監督を実施してまいります。また、監査を行う際には保育士長も同行し実施しております。

- ④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

【保育課】

制度として、事業認可申請を提出した業者が、設置基準を満たした施設での申請であれば認可することができることになっておりますが、現状、本市では、学校法人及び社会福祉法人が実施しております。

事業を実施する施設には、実地検査等の実施により認可事項が守られているか実態把握に努めてまいります。

職員配置のための補助につきましては、今後の国の動向を注視してまいります。なお、環境整備につきましては、令和7年度事業実施のための整備費用の補助金交付を実施しました。

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

【障がい福祉課】

本市では、障害者手帳の交付を受けた方に対して、等級に応じて手当を支給しています。現時点では、手当の増額については考えておりませんが、近隣市町の状況を注視してまいります。

★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

- 1) 自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。
- 2) グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。
- 3) 夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

【障がい福祉課】

- 1) 市内には日中サービス支援型グループホームも設置され、障がいの種別や程度を問わず受け入れるグループホームが今後市内でも増加していくものと考えておりますが、入所施設に関しては決して十分でない現状があります。国の施策として入所施設から地域への移行を推進している事もあり、それを踏まえて実態把握に努めてまいります。
- 2)、3) 物価高騰対策としての家賃補助や、夜間の職員体制や常勤の看護師配置についての補助については、自治体での独自の補助制度は考えておりませんが、今後の国の対応及び県や他の市町の動向に注視してまいります。

★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

- 1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。
- 2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。
- 3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

【障がい福祉課】

- 1) 障害福祉サービスの支給につきましては、指定特定相談支援事業者が本人と面談の上作成した計画案に基づき、サービスの支給量を決定しております。また、セルフプランの場合は、本人から希望を聞き取った上で、必要な支給量を決定しております。
- 2) 居宅介護等の障害福祉サービスについては国の指針に基づき、整備を行ってまいります。
- 3) 移動支援に関して、現時点では基本報酬の増額については考えておりませんが、近隣市町の状況を注視してまいります。

④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

- 1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、

地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

- 2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。
- 3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

【障がい福祉課】

- 1) 障がい児に関しては児童発達支援センターとの連携を密にし、通所支援を行っております。
- 2) 障害福祉サービスの利用料等は、国の指針に基づき、現行制度で対応しておりますので、無償化については考えておりません。
- 3) 令和7年度より設置された基幹相談支援センターでは、地域の相談支援専門員の人材育成事業として月1回の研修を行っております。相談支援専門員の質の向上により、障がい児やその家族が適切に福祉制度につながっていくと考えております。

- ⑤ 家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

【障がい福祉課】

令和7年度より開始した基幹相談支援センター事業により、地域の障がいのある人への相談支援体制を強化し、虐待の防止及び虐待を受けたと思われる方へのフォロー体制の整備に努めてまいります。

- ⑥ 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【障がい福祉課】

国の指針に基づき、原則「介護保険利用を優先」としますが、介護保険だけでは支援が難しい場合、もしくは介護保険制度にないサービスを利用希望の場合は、本人の意向に沿えるよう対応してまいります。また、介護保険制度が優先となる場合は、御理解いただけるよう丁寧な説明を行ってまいります。

7. 予防接種

★① 高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

【健康推進課】

高齢者用肺炎球菌については4,600円の自己負担、带状疱疹ワクチンについては、ビケンが3,000円、シングリックスが7,000円の自己負担が必要ですが、現在のところ自己

負担を無料にすることは考えていません。

- ★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

【健康推進課】

平成26年度から、子どもインフルエンザ予防接種について、1歳から小学校6年生までは2回、中学生は1回の助成券を発行し、1回1,000円の費用助成を行っていますが、障がい者を対象とした助成は現在考えていません。带状疱疹ワクチンについては、令和7年4月から定期接種となり65歳になる方(経過措置:65歳を超える方については5歳年齢ごと)等の対象者に対し費用助成を行っていますが、対象者以外の任意予防接種については現在考えていません。高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチン、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種については、国は定期化に向け検討することとしていますので、その動向を注視していきたいと考えています。

8. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【健康推進課】

令和7年4月から産婦健診の助成対象回数を2回に拡充しました。

- ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

【健康推進課】

令和8年4月から5歳児健診を開始しました。

- ③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【健康推進課】

妊婦歯科健診は、妊婦を対象に無料で保健センターで実施しています。産婦については引き続き検討してまいります。

- ④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【人事秘書課】

歯科衛生士を常勤で3名配置しております。

9. 地域の保健・医療

①公立病院の経営形態を維持してください。

【健康推進課】

あま市民病院は令和元年度から指定管理者制度を導入しており、公設民営の形ではありますが、指定管理後は延べ外来患者数、延べ入院患者数や救急車搬送件数などが増加しており、地域医療に貢献できています。

②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

【健康推進課】

あま市民病院では令和元年度から指定管理者制度を導入し、その運営を（公社）地域医療振興協会に委ねていることから、医療従事者の確保についても、（公社）地域医療振興協会が行っています。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料（税）にするために、十分な保険者支援を行ってください。

【保険医療課】

国等の動向を注視していきたいと考えております。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

【保険医療課】

国等の動向を注視していきたいと考えております。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

【高齢福祉課】介護

国等の動向を注視していきたいと考えています。

④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。

【高齢福祉課】介護

国等の動向を注視していきたいと考えています。

⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。

【高齢福祉課】介護

国等の動向を注視していきたいと考えています。

⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

【高齢福祉課】

国等の動向を注視していきたいと考えています。

⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

【保険医療課】

国等の動向を注視していきたいと考えております。

⑧中学校の給食費を無償にしてください。

【学校教育課】

学校給食にかかる経費のうち食材費は、学校給食法第11条第2項で保護者の負担とすることが定められておりますが、本市におきましては、1食あたり10円の補助を行っており、令和8年1月からは、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、給食費は無償化しております。

来年度以降の給食費無償化につきましては、国等の動向を注視してまいります。

⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

【障がい福祉課】

グループホームにつきましては、今後市内において増加していくものと見込んでおります。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。

【保険医療課】

県等の動向を注視していきたいと考えております。

②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

【高齢福祉課】

国等の動向を注視していきたいと考えています。

③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

【保険医療課】

県等の動向を注視していきたいと考えております。

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

【学校教育課】

国等の動向を注視し、その他の方法についても調査・研究していきたいと考えております。

⑤地域に必要な病床を確保してください。

【健康推進課】

地域医療構想に基づく、公立・公的病院の病床数については、県が主体となり、二次医療圏ごとに調整会議が行われてきました。海部医療圏においては、海部構想区域地域医療構想推進委員会として開催され、各病院の実態に即した病床数となるよう調整が図られており、あま市民病院の病床削減を行う予定はありません。

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

【高齢福祉課】介護

国等の動向を注視していきたいと考えています。

以上